

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20530032

研究課題名(和文)

アメリカ合衆国における「安全」と「自由」についての総合的研究

研究課題名(英文)

A Comprehensive Study on “National Security” and “Civil Liberties” in the United States

研究代表者 木下 智史 (KINOSHITA SATOSHI)

関西大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：40183793

研究成果の概要(和文)：

アメリカ合衆国におけるテロ対策について歴史的な検証を加えつつ、テロ対策が惹起する安全の保障と市民的自由の保障との緊張関係が、憲法理論、政治理論、刑事法理論にどのように反映しているのかを分析した。具体的には、「明白かつ現在の危険」基準、ブランデンバーグ基準成立の背景とその射程、冷戦後の秩序形成の試みとしての「テロとの戦い」の考察、「テロとの戦い」のなかで拡大された大統領権限についての考察、最近の英米憲法理論における緊急権論の憲法理論的考察、捜査機関による証拠収集手続の比較検討などに関する論稿を発表した。

研究成果の概要(英文)：

We studied and examined the development of anti-terrorism measures in the United States historically. Based upon the knowledge, we analyzed both the practical and the theoretical tension between the need for the national security and the protection of civil liberties. As a result of this study, we have published articles which analyzed various legal and political issues of anti-terrorism measures in the United States, such as the concept of “Clear and Present Danger”, the Brandenburg standard, the Presidential Powers, the Emergency Powers, and the criminal investigation procedures.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学 政治学 刑事法学

キーワード：テロ対策 憲法理論 刑事手続 政治学 アメリカ 市民的自由 グローバル化

## 1. 研究開始当初の背景

アメリカ合衆国で2001年9月11日に発生したテロ事件は、アメリカ国内だけでなく、世界中に、かつ、多方面にわたって、大きなインパクトをいまも与えつづけている。なかでも、9.11事件後わずか1ヶ月で成立した、いわゆる「愛国者法(PATRIOT ACT

[The Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act])は、テロ対策の一つの典型として、世界各国に大きな影響を与えた。同法は、「テロ対策」という名目で、団体の監視、通信の傍受、令状なしでの拘束などを認めており、人類がこれ

までの歴史の中で獲得してきた市民的自由に対して、例をみないほどの大きな制約をもたらした。事実、「愛国者法」が盛り込んだ様々な規制手法が世界各国で採用され、大きな論争を呼んでいる。日本でも、9. 11事件をきっかけに、総合的なテロ対策立法の必要性が強調され、政府内でも「愛国者法」をモデルとする法案作成も検討されているといわれる。

テロ対策をめぐる上記の国際・国内動向の影響もあり、合衆国の「愛国者法」をはじめとする諸外国のテロ対策については、すでに多面的な研究の蓄積があり、すでに基本的な情報は提供されたとみてよいと思われる。

我々は、テロ対策について残された研究課題は、テロ対策法制の整備を衝迫する「安全」への欲求と、それに抗して守られるべき「自由」の内実を、歴史的、原理的に明らかにすることにあると考えた。もともと生命、財産の保全という意味での「安全」は、「自由」とともに近代国家の存在理由であり、相互に矛盾するものではなかったはずである。したがって、テロ対策立法をめぐる、大方の言説が拠って立つ、「安全」か「自由」のどちらを優先すべきなのかを問うという問題設定自体を疑ってみる必要がある。もちろん、「安全」と「自由」の両立可能性を抽象的に問うてみても、有効な成果はほとんど期待できない。理念的には両立していた「安全」と「自由」がいかなる過程を経て分裂し、対立するに至ったのかを、できるだけ具体的な文脈に即して、歴史的、原理的に分析することが必要であると思われる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカ合衆国における「安全」と「自由」との関係を経史的、原理的、かつ学際的にさぐるため、共同研究者の専門性を活かし、公法学、刑事法学、そして政治学的観点を総合して、それぞれの時代において「安全」を脅かした「危機」の本質を明らかにし、それに対抗するために生み出された「自由」保障のための法理論を解釈論的・法理論的に解明することにあつた。

周知のように、合衆国は、社会契約論の強い影響のもと、人為的に形成された近代国家である。1776年の独立宣言が、すべての人に「生命、自由及び幸福の追求を含む不可譲の権利」を確保するために、政府が組織されたと述べたように、その建国にあたっては、国家の任務と人民の生命、財産の保全と、自由の確保は、国家の存在理由として、明確に意識されていた。しかし、同時に、合衆国の歴史は、「安全」を理由とした「自由」の制約の歴史でもあった。9. 11事件も合衆国が経験してきた「危機」の一つであり、「愛国者法」とその後の展開は、「安全」の確保と

「自由」の保障との調整過程とみることもできる。こうした歴史的な脈絡の中に置くことにより、「愛国者法」に示されたテロ対策のありようの特異性についてより深い理解が可能となる。同時に、「安全」の確保と「自由」の保障との対立状況を歴史的な脈絡に照らして考察することにより、「愛国者法」がそのドラスティックな内容にもかかわらず、アメリカ社会自体を閉塞状況に陥らせていないこと、すなわち合衆国における「自由」の基盤の確かさが理解できるように思われる。

合衆国において、「安全」と「自由」との緊張関係が顕在化するのには、まず、第一次大戦中の社会主義者の活動をめぐってである。この時期、合衆国最高裁では、「明白かつ現在の危険」の基準の意義や「思想の自由市場」論をめぐる、激しい論争が闘われた。この時期は、国家の「安全」と市民的「自由」の厳しいせめぎ合いのなかで、今日に通じる、「自由」の保障の基盤が形成された時期として重要であり、この時代の政治状況に照らして検証される必要がある。第二に取り上げるべきは、第二次世界大戦後のマッカーシズムの時代である。この時代も、共産党弾圧立法の合憲性をめぐって、最高裁内外で激しい論争が行われた。そして、共産主義という「安全」への脅威が高まるなかで形成された、いくつもの憲法原理は、時代をこえ、国境も越え、日本の「自由」保障のあり方のモデルとしても参照されている。こうした憲法原理が形成された、歴史的・政治的背景を探ることも本研究の課題の一つである。第三に取り上げられるのは、外でのベトナム戦争、内での公民権運動の高揚に揺れた1960年代である。この時期の最高裁（ウォーレン・コート）は、「自由」の保障と社会改革のためにさまざまな画期的な判断を示した。対外的・対内的な「危機」を抱えながら、なぜ今日にも通じる「自由」保障のための様々な原則が示され得たのかを探ることは、「安全」要求と「自由」の保障との調整を考える上で重要である。第四に、以上の歴史的展開を踏まえて、とりわけ1990年代以降に急速に展開するテロ対策立法とそれらが提起する「自由」との緊張関係が検討されることとなる。

## 3. 研究の方法

本研究の方法上の特徴は、法学・政治学の、これまでアメリカを主たる研究対象としてきた研究者による総合的研究であり、かつ、関西大学学術研究における研究テーマを引き継いで研究の進展を図ることができるという点であった。

研究期間を通じて、共同研究者がそれぞれの専門領域での研究をすすめるとともに、できるだけ共同研究会をもち、各専門の枠内の研究にとどまらない、文字通り、法学・政治

学の総合的な研究となるようにするように努めた。

#### 4. 研究成果

研究代表者、研究分担者とも、英米を中心とする各国において「テロ対策」がどのような形で進行し、それがどのような問題を惹起せしめているかの検討を進めつつ、「テロ対策」が法学・政治学的にどのように分析されるべきかとの原理的考察も加えることができた。

(1) 木下は、合衆国における「テロ対策」の萌芽期ともいえる第一次世界大戦から第二次世界大戦期の表現の自由理論の展開を考察するとともに、日本におけるテロ対策の進行についても、北海道サミットの現地調査を含めて、批判的に分析した。また、国内治安維持政策と市民的自由の緊張関係を「明白かつ現在の危険」基準と「ブランデンバーク基準」の展開を軸に考察した論考を執筆するとともに、イェール大学において、合衆国におけるテロ対策が惹起する憲法問題についての研究をすすめた。

(2) 大津留は、アメリカのテロ対策が市民的自由および核戦略に及ぼす影響を政府資料を用いて調査した。またテロ対策をめぐる市民の政治過程ならびに市民社会の活動を通しての働きかけを、議会公聴会や市民団体への聴き取りをもとに調査した。また、アメリカ政治に関するいくつかの論考を発表し、テロとの戦いを冷戦後のアメリカの秩序形成の試みの枠組みにおいて考察した。とりわけ、「自由」に「安全」を対抗させたテロとの戦いで拡大された大統領権限について、外国諜報活動監視法の史的展開や、議会の政治的責任という視点から考察し、論文としてまとめた。

(3) 小泉は、英米におけるテロ対策のための法システムが、テロリズムの「グローバル化」に対応して、どのような変容を被ったかを、特に憲法理論・国家理論の「9・11」以降の変容という側面に光を当てることによって研究した。とりわけ、最近の英米憲法理論における緊急権論を4つの規範的モデル（憲法的権威主義、ネオローマ主義、リベラリズム、規範的例外主義）として抽出化し、評価したものを、体系的にまとめるための作業を行った。成果は、「法の支配と例外状況——隠喩としてのシュミット」（未刊）としてまとめている。

(4) 松代は、テロ対策が刑事手続（とりわけ物的証拠を収集する捜査手法）に及ぼす影響について、アメリカの現状把握に努めた。特に、捜査機関による証拠収集手続に関して、日本の最近の判例実務・学説をアメリカ合衆国のそれと比較検討することで、市民社会の「安全」と「自由」のあるべき姿を素描した。

具体的には、公道上にいる人のビデオ撮影および公領域のごみ集積所に出された家庭ごみの取得について、最高裁平成20年4月15日決定(刑集62巻5号1398頁)やCalifornia v. Greenwood 判決(486 U.S. 35(1988))などを用いて、理論的深化・判断基準明確化に努めた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

① Kitagawa Otsuru, Chieko, “Elections as Political Education: What Issues, Candidates, and Images Teach Us about Gender,” *Kansai University Review of Law and Politics*, 査読無, No. 32, 2011, pp. 37-51

② 大津留(北川) 智恵子, アメリカの理念と難民政策、関西大学マイノリティ研究センター 中間報告書(下)、査読無、2011年、pp. 53-75

③ 大津留(北川) 智恵子, アメリカ政治過程におけるジェンダーの意味の多様化、年報政治学(ジェンダーと政治過程)、査読有、2010-II、2010、pp. 10-29

④ 大津留(北川) 智恵子, ラテン系の政治参加とエスニック・ネットワーク、ソーシャル・キャピタルと市民参加、査読無、150冊、2010、pp.121-139

⑤ 大津留(北川) 智恵子, アメリカ政治研究の現状と課題、立教アメリカン・スタディーズ、査読無、32号、2010、pp. 21-36

⑥ Kitagawa Otsuru, Chieko, “A Lost Decade” for American Foreign Policy, *Kansai University Review of Law and Politics*, 査読無, No. 31, 2010, pp. 47-56

⑦ 松代 剛枝, 捜査としての公道上の人のビデオ撮影・ごみの領置——最2小決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁を素材として一、関西大学法学論集、査読無、59巻6号、2010、pp. 1-23

⑧ 大津留(北川) 智恵子, アメリカの市民像の模索——シビック・カルチャーから多文化的市民像へ、関西大学法学論集、査読無、59巻3・4号、2009、pp. 317-347

⑨ 小泉 良幸, 「テロとの戦い」と「自由

と安全の再調整」、法学研究所研究叢書、査読無、43 冊、2009、pp. 25-39

⑩ 大津留(北川) 智恵子、大統領像と戦争権限、アメリカ研究、査読無、43 号、2009、pp. 59-75

⑪ Kitagawa Otsuru, Chieko, “Policy Formation in the Time of Polarization: The House Majority in the 110th Congress” Kansai University Review of Law and Politics, 査読無, No. 30, 2009, pp. 1-23

⑫ 大津留(北川) 智恵子、アメリカの大統領選挙と市民参加、セミナー年報、査読無、2008 (関西大学経済・政治研究所)、2009、pp. 83-94

[学会発表] (計 7 件)

① 木下 智史、ロバーツ・コートの判断傾向について:2009-2010 開廷期を中心に、関西アメリカ公法学会、2010 年 11 月 28 日、ホテルコスモスクエア国際交流センター

② Kitagawa Otsuru, Chieko, Elections as Political Education: What Issues, Candidates, and Images Teach Us about Gender, Japan America Women’s Symposium, 2010 年 8 月 31 日 Washington College (US)

③ 大津留(北川) 智恵子、アメリカ政治研究の現状と課題、立教大学アメリカ研究所設立 70 周年記念シンポジウム、2009 年 11 月 14 日、立教大学

④ 大津留(北川) 智恵子、アメリカから見たポスト冷戦世界——秩序形成における力と正統性、国際政治学会、2009 年 11 月 7 日、神戸国際会議場

⑤ 大津留(北川) 智恵子、日米の絆を深めるために、新渡戸稲造博士命日前夜祭、2009 年 10 月 15 日、サンセール盛岡

⑥ 大津留(北川) 智恵子、民主主義の「濃厚さ」と「包含性」をめぐるアメリカの模索、比較政治学会、2009 年 6 月 27 日、京都大学

⑦ 小泉良幸、「テロとの戦い」と立憲主義、関西憲法判例研究会、2009 年 5 月 23 日、大阪大学

[図書] (計 6 件)

① 木下 智史、『グローバリズム下の人権と平和(仮題)』(「違憲審査基準としてのブランデンバーク原則について」)、日本評論

社、2011 (掲載予定)

② 肥後本芳男・山澄亨・小野沢透編 (大津留(北川)智恵子)『アメリカ史のフロンティアⅡ 現代アメリカの政治文化と世界』(「大統領権限の拡大と民主社会—外国諜報活動監視法 (FISA) を事例として」)昭和堂、2010、253 (pp.188-209)

③ 田村哲樹編 (大津留(北川)智恵子)『政治の発見 5 語る 熟議/対話の政治学』(「議会における熟議」)、風行社、2010、265 (139-169)

④ 森 英樹編 (木下 智史)『現代憲法における安全 比較憲法学的研究をふまえて』(「憲法とテロ対策立法」)日本評論社、2009、860 (91-108)

⑤ リム・ボンほか (大津留(北川) 智恵子)『躍動するコミュニティーマイノリティの可能性を探る』(「多文化的市民像の実験」)、2008、203(45-85)晃洋書房

⑥ 菅英輝編 (大津留(北川) 智恵子)、『アメリカの戦争と世界秩序』(「アメリカ市民社会と戦争」)、法政大学出版局、2008、412(217-246)

[その他]  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

木下 智史 (KINOSHITA SATOSHI)  
関西大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：40183793

### (2) 研究分担者

大津留 智恵子 (OTSURU CHIEKO)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：20194219

小泉 良幸 (KOIZUMI YOSHIYUKI)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：90272054

松代 剛枝 (MATSUSHIRO MASAE)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：70250660

### (3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：